

# 短期入所療養介護(ショートステイ)利用料金表

(個室利用の場合)

2024年8月1日より

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
第4段階	1日あたりの料金 円	8,833	8,911	8,979	9,040	9,100		
	〔内訳〕	介護サービス費自己負担額	953	1,031	1,099	1,160	1,220	
		居住費	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	
		食材料費 (朝食)	365	365	365	365	365	
		食材料費 (昼食)	670	670	670	670	670	
		食材料費 (夕食)	670	670	670	670	670	
		おやつ	105	105	105	105	105	
		教養娯楽費	150	150	150	150	150	
		日用品費	150	150	150	150	150	
		個室室料差額(税込)	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	
第3段階	①1日あたりの料金 円	8,128	8,205	8,273	8,335	8,395		
	②2日あたりの料金 円	8,428	8,505	8,573	8,635	8,695		
	〔内訳〕	介護サービス費自己負担額	953	1,030	1,098	1,160	1,220	
		居住費	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	
		食材料費①	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		食材料費②	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
		おやつ	105	105	105	105	105	
		教養娯楽費	150	150	150	150	150	
		日用品費	150	150	150	150	150	
		個室室料差額(税込)	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	
第2段階		1日あたりの料金	6,908	6,985	7,053	7,115	7,175	
	〔内訳〕	介護サービス費自己負担額	953	1,030	1,098	1,160	1,220	
		居住費	550	550	550	550	550	
		食材料費	600	600	600	600	600	
		おやつ	105	105	105	105	105	
		教養娯楽費	150	150	150	150	150	
		日用品費	150	150	150	150	150	
		個室室料差額(税込)	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	
		第1段階	1日あたりの料金	6,608	6,685	6,753	6,815	6,875
			〔内訳〕	介護サービス費自己負担額	※ 953	※ 1,030	※ 1,098	※ 1,160
居住費	550			550	550	550	550	
食材料費	300			300	300	300	300	
おやつ	105			105	105	105	105	
教養娯楽費	150			150	150	150	150	
日用品費	150			150	150	150	150	
個室室料差額(税込)	4,400			4,400	4,400	4,400	4,400	

※ 第1段階で生活保護受給者の方は介護サービス費自己負担額は発生しません。また、原則として多床室を利用することになっていますが、例外的に福祉事務所から認められた場合のみ個室利用が可能となります。

各種加算 (対象者のみ)	送迎加算	片道につき	193円	
	療養食加算	1食につき	9円	
	個別リハビリテーション実施加算	1回につき	251円	
	総合医学管理加算	1日につき	288円	
	緊急短期入所受入対応加算 (14日間を限度)	1日につき	94円	
	重度療養管理加算 (要介護度4・5に相当し、医学的管理及び療養上必要な処置を行った場合)	1日につき	126円	
	※処遇改善加算 I (※3 所定単位数×7.5%)	所定単位数による		
その他の料金	洗濯代	900円(1回につき)	診断書・証明書(施設所定様式)	2,200円(1枚・税込)
	理美容代	2,500円(1回につき)	診断書・証明書(施設所定外様式)	3,300円(1枚・税込)

- ※ 介護度及び所得段階は、利用者様それぞれに異なりますのでご注意ください。
- ※ 介護サービス費自己負担額の中には、夜勤職員配置加算(25円)及びサービス提供体制強化加算Ⅱ(19円)が含まれています。
- ※ 介護サービス費自己負担額の中には、栄養マネジメント強化加算(12円)在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ(53円)が含まれています。
- ※ 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数です。
- ※ 介護保険負担限度額認定のご提示がない場合、第4段階で計算させていただく場合があります。
- ※ 居住に要する費用について、外泊中は居住費を徴収することができるものとします。ただし、外泊中のベッドを短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者より短期入所の滞在費を徴収します。